

---

# 環境活動レポート

---



2017年度版

2016年10月～2017年9月  
(2017年10月20日発行)

株式会社 渡辺武商店

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-2-1  
[電話] 03 (3862) 6066  
[F A X] 03 (3861) 3657

## I 会社概要及び組織、対象範囲

- 事業所名 株式会社渡辺武商店
- 代表取締役 長竹晃平
- 所在地 〒101-0032東京都千代田区岩本町3-2-1
- ホームページ URL : <http://www.bousai-watanabe.co.jp>
- 環境管理責任者 本部長・湘南支店長 野村明弘
- 担当者 主任 依田真由美
- 連絡先 電話 03-3862-6066  
FAX 03-3861-3657
- 事業内容 消防、防災設備機器の販売及び工事、保守点検 消防防災用品の販売

### ●事業の規模

資本金 3,000万円  
社員数 36名(平成30年9月30日 現在)  
売上高 1,626百万円(平成29年度、会社決算年度)  
設立 昭和42年4月21日(創業 昭和25年4月)  
床面積 644㎡  
車両 一般車両21台

### \* 本店

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-2-1  
電話 03-3862-6066  
担当者 営業部長 持田康浩  
社員数 16名  
床面積 167㎡

### \* 湘南支店

〒252-0816神奈川県藤沢市遠藤2017-5  
担当者 課長 北村和彦  
社員数 7名  
社屋床面積 156㎡

### \* 株式会社 渡辺プロテック・横浜オフィス

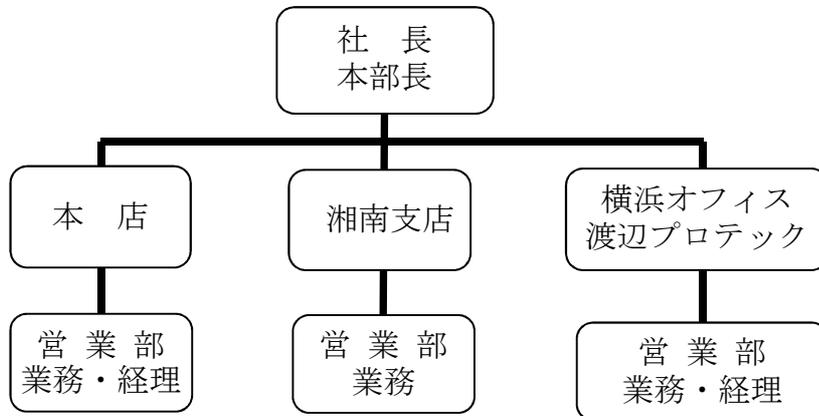
〒221-0061神奈川県横浜市神奈川区七島  
電話 045-433-2011  
担当者 湘南支店長 野村明弘  
社員数 13名  
社屋床面積 321㎡

●組織図

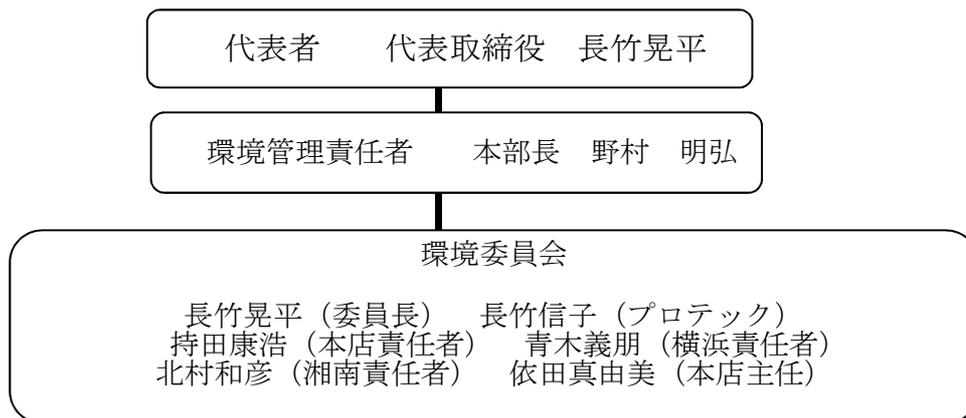
株式会社 渡辺武商店組織図

2017年10月20日現在

<適応範囲は全社>



●実施体制



(2017年10月20日発行)

☆役割分担 (責任者)

		本 店 (統括・持田)	湘 南 (統括・北村)	横浜・プロテック (統括・青木)
CO2削減	電気・ガス	菅谷	宮園	北村
	車両・ガソリン	太田、小倉	昼間	綿貫、青木
廃棄物	(一般・産廃)	岩川	鈴木	綿貫
節 水		石川	宮園	石田
グリーン購入		依田	宮園	北村
環境配慮商品		持田・小倉	鈴木	竹井

## II 環境方針

### 環境理念

株式会社 渡辺武商店は、消防・防災設備、機器の販売、工事、保守点検事業をとおして、地球と地域の環境の保全に貢献します。

### 環境方針

- 1 環境経営に積極的に取組むために、環境経営システムを構築し、継続的な環境負荷の低減に取り組めます。
- 2 環境への取組みとして、特に次の事項に取り組めます。
  - 全社におけるガソリン及び電力消費量の削減
  - 廃棄物、排水の排出量の削減  
及びグリーン購入の促進
  - 環境配慮型商品の販売とサービスに努めます
- 3 環境に関する法令・規則・協定を遵守します。
- 4 この環境方針を、全社員に周知徹底し、環境に対する意識の向上と教育に努めます。

制定 2016年12月 9日

株式会社 渡辺武商店

代表取締役 長竹晃平

## 環 境 目 標

1)2014年度を基準年とする。

2)2015年度以降の削減目標は以下の通りとする。

2015年度目標/基準年比1%減, 2016年度/基準年比2%減, 2017年度/基準年比3%減

(電気使用量は2015年度は2%減、2016年度は3.5%減、2017年度は4%減)

注)グリーン商品購入比率、環境配慮型商品販売は表内記載の増加率とする

3)2018年度以降については、2017年度実績により新たに3ヶ年計画を立てる。

目標値

項目	細目	単位	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
			基準値	(2014/10～ 2015/9)	(2015/10～ 2016/9)	(2016/10～ 2017/9)
エネルギー消費量	電気	kWh	44,684	43,790	43,107.3	42,896.6
	都市ガス	m <sup>3</sup>	47	46.53	46.1	45.6
	LPG	kg	8.8	8.71	8.6	8.5
	ガソリン	ℓ	34,900	34,551	34,202	33,853
CO2 排 出 量		kg-CO2	98,310.1	97,327.0	96,343.9	95,360.8
一般 廃棄物	可燃物	t	1.8	1.78	1.77	1.75
	不燃物	t	0.97	0.96	0.95	0.94
	小計	t	2.77	2.74	2.72	2.69
産業 廃棄物	がれき類	t	1.3	1.29	1.27	1.26
	金属くず	t	7.91	7.83	7.75	7.67
	廃プラ	t	9.37	9.28	9.18	9.09
	小計	t	18.58	18.39	18.20	18.02
廃棄物合計		t	21.35	21.14	20.92	20.71
総排水量	上下水道	t	397.0	393.0	389.1	385.09
紙 類	コピー用紙	kg	1063.0	1,052.4	1041.7	1,031.11
グリーン商品購入比率		%		4%増	8%増	10%増
G製品/総購入件数			46.3	48.2	50.2	50.9
環境配慮型商品販売 (消火器他)		%	59.2	0.5%増 59.5	1%増 59.8	2%増 60.4

\*電気の排出係数は東京電力2016年度の係数、0.474 (k g - C O 2 / kWh) による。

\*グリーン購入については、自社使用品(事務用品等)のグリーン製品の購入比率

(2017年3月30日発行)

### Ⅲ 環境目標と取組み結果の評価（2017年度）

#### （1） 目標と実績 2017年度（2016/10～2017/9）

項目	細目	単位	2017年度目標	2017年度実績	目標達成率(%)
エネルギー消費量	電気	kWh	42896.6	53375.7	80.4
	都市ガス	m <sup>3</sup>	45.6	84.5	54.0
	LPG	kg	8.5	14.8	57.4
	ガソリン	ℓ	33,853.0	35,210.9	96.1
CO2 排出量		kg-CO2	95,360.8	107,261.5	88.9
一般	可燃物	t	1.75	2.31	75.8
廃棄物	不燃物	t	0.94	0.99	94.9
	小計	t	2.69	3.30	81.5
産業	がれき陶磁器類	t	1.26	0.30	420.0
廃棄物	金属くず	t	7.67	4.83	158.8
	廃プラ	t	9.09	6.31	144.1
	小計	t	18.02	11.44	157.5
廃棄物合計		t	20.71	14.74	140.5
総排水量	上下水道	t	385.1	446.5	86.2
紙類	コピー用紙	kg	1,031.1	1,021.0	101.0
グリーン商品購入比率(件数)		%	50.9	61.4	120.6
環境配慮型商品の販売(消火器他本数)		%	60.4	79.4	131.5

\*電気の排出係数は東京電力2016年度の係数、0.474 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)による。

#### （2） 主要な環境活動計画

##### 1) 目標を達成するための取組みと実施

##### ①事務所における二酸化炭素排出量低減（電気、ガス）

- 冷房温度は28度、暖房温度は20度を徹底する。(但し、気象条件に配慮する。)
- 昼休みの消灯を実施する。
- クールビズの推奨。
- アイドリングストップ、エコドライブ(急発進、急加速、急ブレーキ等の防止) 車両運行管理システムの導入を進め、促進を図る。
- 自主点検・整備の実施
- 運行管理の徹底 飲酒運転、過労運転、免許の管理
- 安全運転の徹底 最高速度の厳守、車間距離の保持

##### ②廃棄物の発生抑制と分別（一般廃棄物・産業廃棄物）

- 使用済み用紙の裏面の利用
- 次の廃棄物の分別を行いリサイクルに取り組む。
  - ・廃プラスチック類 ・金属類 ・有償売却梱包材（ダンボール）
  - ・リサイクル端剤 ・紙類（コピー用紙）

- ④ 排出水量の把握
  - 水道水は、こまめに止める・たれ流し廃止・流量の制限
- ③ グリーン購入への取組
  - グリーン商品の採用（事務用品購入）及びグリーン商品の販売

## 2) その他の取組

- ① 廃消火器のリサイクルシステムの完全導入（指定伝票、ステッカー、排出管理）
- ② 環境配慮型商品の販売とサービス
  - エコ消火器の販売、他エコ商品（電池、誘導灯他）の販売

## (3) 取組結果 評価

### 1) エネルギー消費量

- 電気使用量は、目標対比80.4%と目標未達成となる。増加の一番の要因は残業時間増加によるものと思われます。仕事の効率化を推進し、節電を図ります。
- ガス関係は、目標未達成となる。
- ガソリン使用は、目標対比96.1%と未達成となる。増加要因は、営業車の大型化2台と売上増加による営業活動の活性化によるものです。

### 2) 廃棄物

- 出来るだけリサイクル処理を行い、廃棄物量を削減できました。

### 3) 廃消火器リサイクルシステムに貢献

- 市場の古い消火器の引き取り業者として登録、マニフェストに相当する指定伝票、指定ステッカー貼付等リサイクルシステムに参入し、徹底している。

- 4) グリーン購入、環境配慮型商品の販売及び廃消火器リサイクルシステムについては、目標を設定しエコ商品の拡販に取り組み推進し、目標達成できている。

## (4) 次年度の取組計画

- ①事務所における二酸化炭素排出量低減（新電力の導入）
- ②車輻 運転における二酸化炭素排出量低減（ガソリン）
- ③廃棄物の発分別と徹底管理（一般・産業）
- ④排出水量の削減
- ⑤グリーン購入への取組
- ⑥廃消火器のリサイクルシステム完全導入（指定伝票、シール、排出管理）
- ⑦環境配慮型商品の販売とサービ管理

(2017年3月30日発行)

#### IV 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用される主な環境関連法規等

(2) 違反、訴訟等

平成27年度において、環境関連の違反、苦情及び訴訟等はありません。なお、関係当局からの違反の指摘は過去3年間ありません。

法令・条例・その他の要求事項	実施事項	遵守評価欄	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	委託契約書に添付すべき書面 委託契約書に含まれるべき事項	許可証の写しの添付 含まれる事項 (1) 委託する産業廃棄物の種類及び量 (2) 運搬の最終目的地の所在地(運搬の委託の場合) (3) 処分、再生の場所の所在地、方法、施設の処理能力(処分の委託の場合) (4) 最終処分場の場所の所在地、方法、施設の処理能力(中間処理の委託の場合) (5) 委託契約の有効期限 (6) 支払う金額 (7) 収集運搬業者、処分業者の事業の範囲 (8) 積替保管の場所の所在地、産業廃棄物の種類、保管上限(積替保管の委託の場合) (9) 安定型産業廃棄物と他の産業廃棄物の混合の可否(積替保管の委託の場合) (10) 適正な処理のために必要な情報 (11) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告 (12) 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	所定の事項が記載された契約書であること、許可証の写しが添付されていることを全社的に確認
	委託契約書の保存期間	契約書の保存期間5年間	契約を破棄しない限り保管(11通)
	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物の保管の場所 ・周囲に囲いをもうける ・掲示板の大きさ60×cm以上 保管する産業廃棄物の種類 ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・ネズミの生息、蚊、ハエ等が発生しないように処置する	本店、支店とも対応済み
	産業廃棄物管理票の交付	・産業廃棄物の種類、運搬先ごとに交付 ・種類、数量、 受託者名に相違ないか確認の上、交付 ・管理票の控えを運搬・処理委託者から管理票の写しが送付されるまでの期間	適切に交付しています
	産業廃棄物管理票の保管	管理票写しの保存期間(5年間)	保管は平成16年交付分以降を保管
	産業廃棄物管理票の返送期限	産業廃棄物処理委託からの管理票写しの廃出事業者への送付期限 (交付の日から90日・180日、特別管理は60日・180日)	全て期限内に受けとった。
	管理票交付者の報告書	期限内に返送されない場合の知事への通知	該当なし
消防法関係	検定等の合格品を販売	・当社が扱う消防関係の商品は国家検定、鑑定、認定、合格品を扱う。	全て左記合格品を扱っている
	消防設備保守点検	・消防法に基づいて消防設備点検は資格者が行う(有資格者31名)	資格者が実施している
廃消火器 リサイクルシステム  (社)日本消火器工業会	特定窓口として申請登録 (収集運搬及び保管)	①廃消火器の運搬・保管 ②一次物流費のユーザーへの請求 ③消火器工業会への引き渡し ④リサイクルシールの販売 ⑤ユーザー対応	適正に実施中(①～⑤)
	(やっつけはいけないこと)	①廃消火器の解体 ②消火器工業会以外への引き渡し	①②は該当なし
グリーン購入法	特定調達品目の判断基準への適合確認	カタログ等の表示で確認	
特定家庭用機器再商品化等の促進に関する法律(家電リサイクル法)	R-1(対象品目機種)	・冷蔵庫、ユニット型エアコン、洗濯機、テレビ	廃棄していない
	H6条 関係者の責務	・長期使用 ・廃棄の際、指定業者にリサイクル料金を支払う	

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	H8条 自動車所有者	使用済みとなった自動車を引取り業者に引渡す	適正に処理している
	H73条 再資源化等預託金の預託	新車購入時にリサイクル料金を(財)自動車リサイクル促進センターへ支払う。	
フロン類の使用の合理化及びかんりの適正化に関する法律(フロン排出抑制法)(対象は横浜オフィス、湘南支店。本社はビル管理者の所有)	H5条 指定製品及び特定製品の管理者の責務)	1. 使用フロン類の環境影響の小さい指定製品の使用等に努める。 2. 特定製品の使用等をする場合は、使用されるフロン類の管理の適正化に努める。国及び地方自治体のフロン類の管理の適正化に関する施策に協力する	協力している
	H16条 (管理種の判断基準)	1. すべての第一種特定製品を対象とした簡易点検の実施。又、一定の第一種特定製品については専門知識を有する者によって、定期点検を実施する。 ①管理者を決める ②7.5kW未満(簡易点検)・点検の実施(四半期毎)。 ・点検スケジュール表の作成、点検実施、記録、保管。	点検している
東京都環境基本条例	第6条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。</li> <li>事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。</li> <li>前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ul>	遵守している
東京都千代田区環境基本条例	第5条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者及び公的団体(以下「事業者等」という。)は、事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。</li> <li>事業者等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない</li> </ul>	遵守している
神奈川県環境基本条例	第6条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他環境の保全及び創造に関する活動に協力すること。</li> </ul>	遵守している
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	第5条 (事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。</li> <li>事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。</li> </ul>	遵守している
藤沢市環境基本条例	第5条 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。</li> </ul>	遵守している

## V 代表者の評価と見直しの結果

具体的な環境活動目標に対して、社員それぞれの目的意識が多少薄れている印象を持ちました。

会議等で問題周知や解決策について、議論し解決策を検討する必要があるのでは。

各担当項目に固執する事なく全員で案を出し合い円滑なコミュニケーションを図り、より良い環境を自ら創り出してください。

今年度は結果として電気・ガス・ガソリン等の目標を達成できなかった。結果として出たものであるため認めざるを得ないが、継続して使用量の削減を行う事の難しさを改めて痛感させられた。売上高の増加や従業員の移動など多々要因はあると思うが、気持ちを切り替え次年度以降目標達成ができる様、新電力導入やエコドライブを徹底し、更なる削減を心掛けていきたい。